

# 亀岡市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	94,356	30,697,906	347,958	5,735,441	18.7	19.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

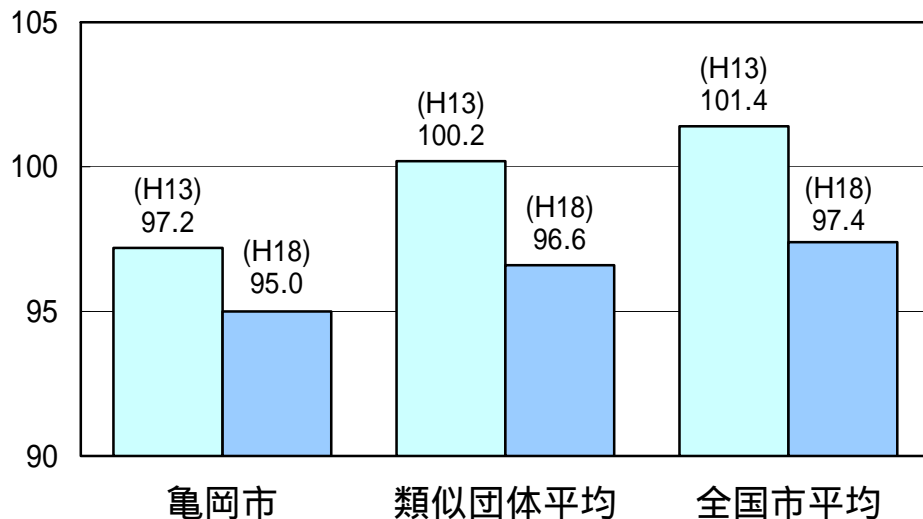
区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	590	2,214,646	581,104	943,663	3,739,413	6,338	6,452

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

区分	内容	期間等
特別職（市長・助役） 教育長	給料 平均6.7%減	平成18年7月1日～
	期末手当 1.05月分減	
一般職	給料表改定 平均4.8%減	平成18年4月1日～
	管理職手当 部長級7%減 次・課長級5%減	平成14年4月1日～ 平成19年3月31日

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(18年4月1日現在)

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
亀岡市	43.1歳	337,139円	423,136円	395,405円
京都府	43.9歳	369,137円	468,908円	428,021円
国	40.4歳	328,477円	-	381,212円
類似団体	43.4歳	345,483円	404,225円	378,417円

#### 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
亀岡市	56.1歳	322,331円	361,935円	353,257円
うち用務員	55.6歳	322,128円	359,049円	353,486円
うち給食調理員	57.3歳	303,833円	334,643円	330,643円
-	-	-	-	-
京都府	50.1歳	377,558円	442,892円	426,549円
国	48.4歳	286,500円	-	318,595円
類似団体	47.8歳	318,854円	348,468円	336,757円
民間事業者平均	57.8歳	-	434,459円	-

#### 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
亀岡市	41.1歳	314,150円	354,829円	354,829円
京都府	44.4歳	400,668円	471,063円	-
類似団体	43.8歳	349,486円	373,182円	363,765円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区分		亀岡市	京都府	国
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	-	140,600円	135,600円
	中学卒	-	131,800円	127,700円
小中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	-	197,400円	-
	高校卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

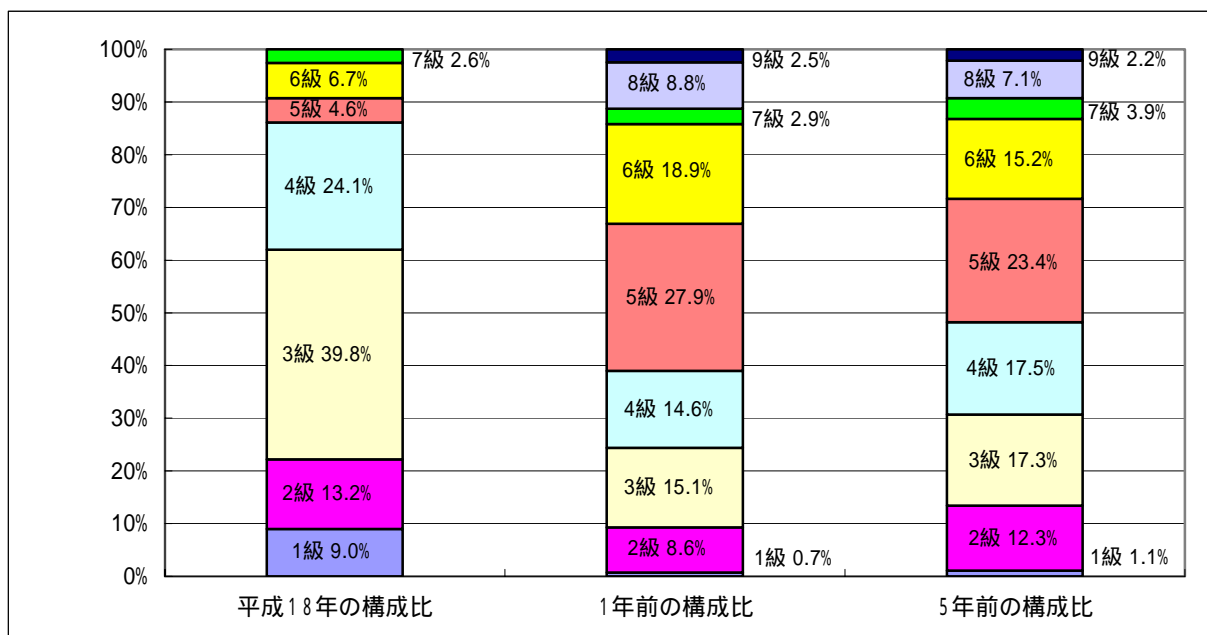
区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	268,413円	300,600円	344,267円
	高校卒	233,000円	281,500円	315,600円
技能労務職	高校卒	-	-	311,300円
	中学卒	-	-	-
小中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	11人	2.6%
6級	次長・課長	29人	6.7%
5級	課長	20人	4.6%
4級	課長補佐	104人	24.1%
3級	係長・主任	172人	39.8%
2級	主査	57人	13.2%
1級	主事(補)・技師(補)	39人	9.0%

- (注) 1 亀岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
17年度	職員数 A	613人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	64人
	比率 B / A	10.4%
16年度	職員数 A	621人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	101人
	比率 B / A	16.3%

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

亀岡市	京都府	国
1人当たり平均支給額 (17年度) 1,625千円	1人当たり平均支給額 (17年度) 1,948千円	-
(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60月分) (0.75月分)	(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60月分) (0.75月分)	(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%, 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(18年4月1日現在)

亀岡市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨定年	(支給率)	自己都合	勤奨定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算) ・調整額加算 (退職時特別昇給:無)			(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算) ・調整額加算		
1人当たり平均支給額 587千円 25,932千円			-		

(注) 1人当たり平均支給額は、平成17年度の退職職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算(調整手当))		195,252千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		324,879円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	8%	601人	1%

### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
全域	6%	6%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

### (4) 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		5,579千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		47,684円	
職員全体に占める手当支給職員割合(17年度)		19.5%	
手当の種類(手当数)		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務等従事手当	土地、家屋等の物件調査、市税等の徴収事務の従事職員	土地、家屋等の物件調査、市税等の徴収事務	日額150~200円 月額2,500円(常時) 物件の差押さえ等 1件500円
感染症防疫作業従事手当	感染症患者の救護、感染症病原体の附着物件の処理作業等の従事職員	感染症患者の救護、感染症病原体の附着物件の処理作業等	日額1,000円以内
行旅病人護送等従事手当	行旅病人の護送作業等の従事職員	行旅病人の護送作業等	1件3,000円以内
火葬従事手当	火葬の従事職員	火葬場での火葬業務	1件500円以内
自動車学校技能指導等従事手当	技能及び学科指導業務の従事職員	技能及び学科指導業務	月額3,000円以内
社会福祉業務従事手当	福祉事務所勤務で現業を行う社会福祉主事の職員	福祉事務所での現業を行う社会福祉主事の業務	月額3,000円以内
建設用重機械運転従事手当	建設用重機械の運転作業の従事職員	建設用重機械の運転作業	日額400円以内
清掃関係業務従事手当	清掃関係業務の従事職員	清掃施設の点検、ごみ収集運搬業務	日額500円 月額7,000円(常時)
犬、ねこ等の死体収集作業従事手当	犬、ねこ等の死体収集作業の従事職員	犬、ねこ等の死体収集作業	1件500円以内
特殊機械操作業務従事手当	ボイラー取扱作業主任業務の従事職員	ボイラー取扱作業主任業務	月額1,500円以内
用地交渉従事手当	土地取得等交渉の従事職員	土地取得等の交渉	日額300円以内

(注) 平成18年度で自動車学校が閉校するため、自動車学校技能指導等従事手当は平成19年3月31日で廃止します。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	126,533千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	263千円
支給実績(16年度決算)	126,484千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	259千円

(6) その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円/月 ・配偶者以外(2人迄) 各 6,000円/月 配偶者がいない場合 1人のみ 11,000円/月 扶養親族でない配偶者がある場合 1人のみ 6,500円/月 ・配偶者以外(3人～) 各 5,000円/月 ・16～22歳の加算 各 5,000円/月	同	-	83,096千円	258,866円
住居手当	自ら居住する住宅を借り受け家賃を支払っている職員、又は自ら居住する住宅を所有する職員に対して支給 ・借家(家賃額による) 最高 27,000円/月 ・持家(新築5年間) 3,500円/月 ・持家(上記以降) 2,000円/月	異	(国の制度) ・持家(新築5年間) 2,500円/月 ・持家(上記以降) 支給なし	27,138千円	49,342円
通勤手当	通勤を必要とする職員に対して支給(最も経済的かつ合理的な経路方法で算出) ・交通機関等 1月定期券基準 ・交通用具等(距離制) 最高 20,900円/月	異	(国の制度) ・交通機関等 6月定期券基準 ・交通用具等(距離制) 最高 24,500円/月	62,106千円	100,658円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職でその職務の特殊性に基づき支給 ・給料の月額額の25/100以内 特例的に上記の額から部長級7%、次・課長級5%を減額して支給	異	(国の制度)  削減措置なし	65,846千円	553,328円
休日勤務手当	休日に勤務した職員に対して支給 ・1時間当たりの給与額の135/100×時間数	同	-	5,858千円	26,749円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した管理職員に対して支給 ・8,000円/勤務以内 (6時間超は上記の150/100)	同	-	0千円	0円

## 5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長 助役	963,000円(1,070,000円) 765,000円(850,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
			1,007,000円 / 619,500円 817,000円 / 550,800円	
報酬	議長	580,000円	690,000円 / 330,000円	
	副議長	505,000円	620,000円 / 272,300円	
	議員	450,000円	560,000円 / 217,700円	
期末手当	市長 助役	(18年度支給割合) 3.35月分		
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合) 3.35月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	助役	107万円×在職年数×600/100 85万円×在職年数×350/100	2568万円 1190万円	任期毎 任期毎
備考	市長及び助役に地域手当(給料月額額の8%)支給 助役に通勤手当支給(市長支給なし)			

- (注) 1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、平成18年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 市長及び助役の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬は、平成18年7月1日に減額改定している。また、この減額改定に伴い、市長及び助役の退職手当についても減額となる。(1期の手当額 市長:2388万円 助役:1113万円)
- 4 収入役は設置していない。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
			平成17年	平成18年				
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	7	7	2	職員派遣減及び事務の効率化		
		総務	111	109				
		税務	37	37				
		民生	159	159				
		衛生	52	52				
		労働	-	-				
		農林水産	39	37			2	事務事業統廃合
		商工	19	18			1	事務事業縮小
		土木	80	73			7	職員派遣減及び事務事業統廃合
	計	504	492	12	<参考>人口千人当たり職員数 5.21人 (類似団体の人口千人当たり職員数 6.35人)			
	教育部門	87	84	3	職員派遣減等			
	消防部門	-	-					
	小計	591	576	15	<参考>人口千人当たり職員数 6.10人 (類似団体の人口千人当たり職員数 8.63人)			
公営 企業 部門	病院	104	103	1	事務の効率化			
	水道	36	36					
	交通	-	-					
	下水道	24	24					
	その他	23	24	1	介護保険業務増			
	小計	187	187					
合計			778 [887]	763 [887]	15 [ - ]	<参考>人口千人当たり職員数 8.09人		

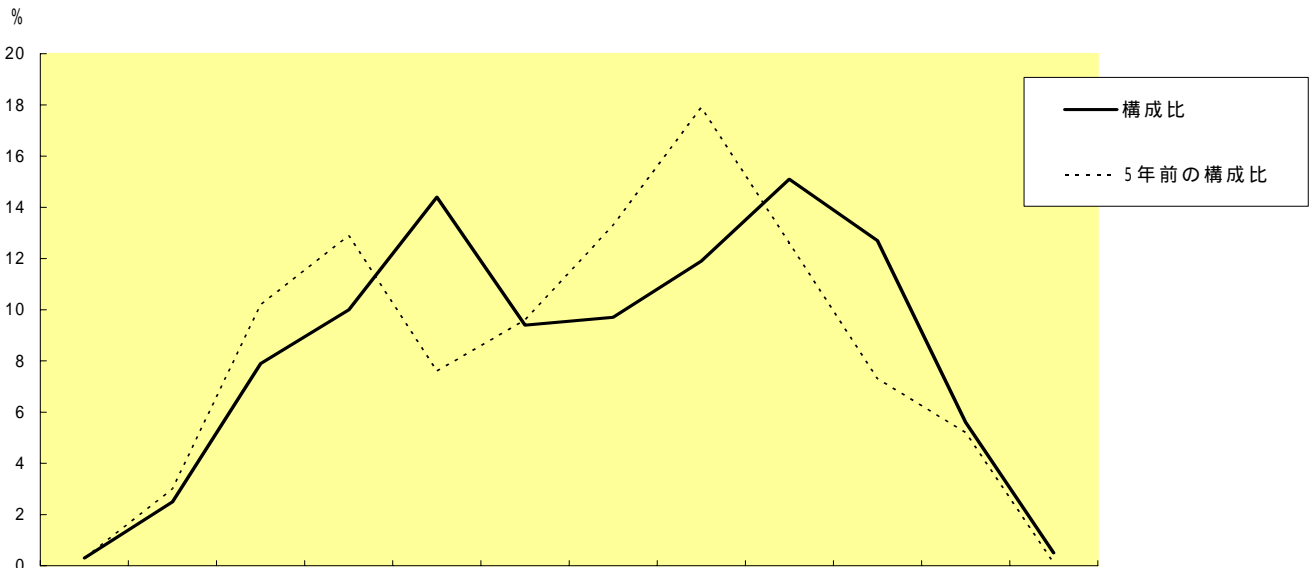
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

3 公営企業部門「水道」の職員数は、上水道事業会計 28人を含む水道関係事業に従事する職員数である。また、公営企業部門「下水道」の職員数は、下水道事業会計 19人を含む下水道関係事業に従事する職員数である。



(2) 年齢別職員構成の状況（18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	19人	60人	76人	110人	72人	74人	91人	115人	97人	43人	4人	763人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標  
（集中改革プラン）

部門	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政部門	504人	463人	41人	8.1%
教育部門	87人	82人	5人	5.7%
公営企業部門	187人	186人	1人	0.5%
合計	778人	731人	47人	6.0%

（参考）新亀岡市行財政改革大綱〔改定版〕・第4次定員適正化計画における定員管理の数値目標（数・率）

（3）（集中改革プラン）と同様

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

区分		平成 17 年 計画始期	平成 18 年 1 年目	平成 17 年 ~ 18 年 計	(参考) 数値目標
一般行政部門	職員数	504 人	492 人	-	463 人
	増減		12 人	12 人 (29.3%)	41 人
教育部門	職員数	87 人	84 人	-	82 人
	増減		3 人	3 人 (60.0%)	5 人
消防部門	職員数	-	-	-	-
	増減		-	-	-
公営企業部門	職員数	187 人	187 人	-	186 人
	増減		0 人	0 人 (0.0%)	1 人
計	職員数	778 人	763 人	-	731 人
	増減		15 人	15 人 (31.9%)	47 人

(注) 1 計画期間は、平成 17 年 ~ 22 年の 5 年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)16年度の 総費用に占める 職員給与費比率
17年度	千円 1,108,014	千円 2,750	千円 226,919	% 20.5	% 21.4

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末勤勉 手当	計 B		
17年度	人 28	千円 107,715	千円 29,560	千円 45,888	千円 183,163	千円 6,542	千円 6,971

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

区分	内容	期間等
一般職	給料表改定 平均4.8%減	平成18年4月1日～
	管理職手当 次・課長級5%減	平成14年4月1日～ 平成19年3月31日

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
亀岡市	45.1歳	364,580円	545,807円
団体平均	44.8歳	376,947円	577,214円
事業者	-	-	-

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

亀岡市	一般行政職等(亀岡市)、団体平均
1人当たり平均支給額(17年度) 1,639千円	1人当たり平均支給額(17年度) 一般行政職等(亀岡市)1,625千円 団体平均 1,788千円
(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分(1.60月分) 勤勉手当 1.45月分(0.75月分)	(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分(1.60月分) 勤勉手当 1.45月分(0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### イ 退職手当(18年4月1日現在)

亀岡市			一般行政職等(亀岡市)、団体平均		
(支給率)	自己都合	勤奨定年	(支給率)	自己都合	勤奨定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
・調整額加算(退職時特別昇給:無)			・調整額加算(退職時特別昇給:無)		
1人当たり平均支給額 1,541千円			1人当たり平均支給額		
			一般行政職等(亀岡市)21,524千円		
			団体平均 16,069千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、平成16~17年度の退職職員(自己都合又は勤奨定年の事由によるもの)に支給された平均額である。

### ウ 地域手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算(調整手当))		9,294千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		331,929円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	8%	28人	8%

#### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
全域	6%	6%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

### エ 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		395千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		18,810円	
職員全体に占める手当支給職員割合(17年度)		75.0%	
手当の種類(手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料金等滞納整理従事手当	水道料金等滞納整理の従事職員	水道料金等の滞納整理業務	日額150円 月額2,500円(常時) 物件の差押さえ等 1件500円
用地交渉従事手当	土地取得等交渉の従事職員	土地取得等の交渉	日額300円
危険不快作業従事手当	著しく危険、不快な作業の従事職員	著しく危険、不快な作業	日額200円

## オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	7,514千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	327千円
支給実績(16年度決算)	7,205千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	313千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## カ その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 一般行政職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度 と同じ	-	5,490千円	274,500円
住居手当	一般行政職の制度 と同じ	-	1,243千円	47,808円
通勤手当	一般行政職の制度 と同じ	-	2,883千円	102,964円
管理職手当	一般行政職の制度 と同じ	-	2,969千円	593,800円
管理職員特別勤務 手当	一般行政職の制度 と同じ	-	0千円	0円

## 定員管理の数値目標及び進捗状況

### ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標 (集中改革プラン)

部門/事業	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
公営企業部門 上下水道事業	60人	59人	1人	1.7%

### (参考) 新亀岡市行財政改革大綱〔改定版〕・第4次定員適正化計画にお ける定員管理の数値目標(数・率)

ア(集中改革プラン)と同様

### イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照

## (2) 下水道事業

### 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)16年度の 総費用に占める 職員給与費比率
17年度	千円 1,941,000	千円 346,955	千円 169,948	% 8.8	% 7.9

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末勤勉 手当	計 B		
17年度	人 19	千円 73,971	千円 17,879	千円 31,985	千円 123,835	千円 6,518	千円 6,972

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

#### イ 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

区分	内容	期間等
一般職	給料表改定 平均4.8%減	平成18年4月1日～
	管理職手当 部長級7%減 課長級5%減	平成14年4月1日～ 平成19年3月31日

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
亀岡市	41.2歳	365,157円	543,136円
団体平均	44.6歳	380,230円	581,893円
事業者	-	-	-

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

亀岡市	一般行政職等(亀岡市)、団体平均
1人当たり平均支給額(17年度) 1,683千円	1人当たり平均支給額(17年度) 一般行政職等(亀岡市)1,625千円 団体平均 1,774千円
(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分(1.60月分) 勤勉手当 1.45月分(0.75月分)	(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分(1.60月分) 勤勉手当 1.45月分(0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### イ 退職手当(18年4月1日現在)

亀岡市			一般行政職等(亀岡市)、団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨定年	(支給率)	自己都合	勸奨定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
・調整額加算(退職時特別昇給:無)			・調整額加算(退職時特別昇給:無)		
1人当たり平均支給額 798千円			1人当たり平均支給額		
			一般行政職等(亀岡市)21,524千円		
			団体平均 16,882千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、平成16~17年度の退職職員(自己都合又は勸奨定年の事由によるもの)に支給された平均額である。

### ウ 地域手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算(調整手当))		6,285千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		330,789円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	8%	19人	8%

### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
全域	6%	6%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

### エ 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		227千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		15,133円	
職員全体に占める手当支給職員割合(17年度)		78.9%	
手当の種類(手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料金等滞納整理従事手当	水道料金等滞納整理の従事職員	水道料金等の滞納整理業務	日額150円 月額2,500円(常時) 物件の差押さえ等 1件500円
用地交渉従事手当	土地取得等交渉の従事職員	土地取得等の交渉	日額300円
危険不快作業従事手当	著しく危険、不快な作業の従事職員	著しく危険、不快な作業	日額200円

## オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	4,009千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	236千円
支給実績(16年度決算)	3,582千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	211千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## カ その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 一般行政職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度 と同じ	-	3,000千円	230,769円
住居手当	一般行政職の制度 と同じ	-	1,113千円	69,563円
通勤手当	一般行政職の制度 と同じ	-	1,657千円	87,211円
管理職手当	一般行政職の制度 と同じ	-	1,589千円	794,500円
管理職員特別勤務 手当	一般行政職の制度 と同じ	-	0千円	0円

## 定員管理の数値目標及び進捗状況

### ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標 (集中改革プラン)

部門/事業	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
公営企業部門 上下水道事業	60人	59人	1人	1.7%

### (参考) 新亀岡市行財政改革大綱〔改定版〕・第4次定員適正化計画にお ける定員管理の数値目標(数・率)

ア(集中改革プラン)と同様

### イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照



### (3) 病院事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)16年度の 総費用に占める 職員給与費比率
17年度	千円 1,931,318	千円 50,293	千円 822,139	% 42.6	% 42.5

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末勤勉 手当	計 B		
17年度	人 102	千円 350,485	千円 201,322	千円 147,991	千円 699,798	千円 6,861	千円 7,040

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

区分	内容	期間等
特別職(病院事業管理者)	給料 平均6.9%減 期末手当 1.05月分減	平成18年7月1日～
一般職	給料表改定 平均4.8%減	平成18年4月1日～
	管理職手当 部長級7%減 次・課長級5%減	平成14年4月1日～ 平成19年3月31日

##### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
亀岡市	医師	40.6歳	493,383円	1,129,080円
	看護師	31.8歳	281,434円	438,207円
	事務職員	42.1歳	394,598円	604,096円
	医療技術職員	33.6歳	279,751円	454,165円
団体平均	医師	42.4歳	564,339円	1,272,720円
	看護師	36.7歳	296,422円	479,544円
	事務職員	43.9歳	358,507円	555,411円
	医療技術職員	-	-	-
事業者	-	-	-	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

亀岡市	一般行政職等(亀岡市)、団体平均
1人当たり平均支給額(17年度) 1,451千円	1人当たり平均支給額(17年度) 一般行政職等(亀岡市)1,625千円 団体平均 1,559千円
(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分(1.60月分) 勤勉手当 1.45月分(0.75月分)	(17年度支給割合) 期末手当 3.00月分(1.60月分) 勤勉手当 1.45月分(0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### イ 退職手当(18年4月1日現在)

亀岡市	一般行政職等(亀岡市)、団体平均
(支給率) 自己都合 勤奨定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤奨定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分
(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ・調整額加算(退職時特別昇給:無)	(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ・調整額加算(退職時特別昇給:無)
1人当たり平均支給額 1,735千円	1人当たり平均支給額 一般行政職等(亀岡市)21,524千円 団体平均 6,180千円

(注) 1人当たり平均支給額は、平成17年度の退職職員(自己都合又は勤奨定年の事由によるもの)に支給された平均額である。

### ウ 地域手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算(調整手当))	30,620千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	297,279円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	8%(医師以外)	89人	8%
	10%(医師)	14人	-

#### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
全域	6%(医師以外)	6%
	15%(医師)	-

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		24,202千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		302,524円	
職員全体に占める手当支給職員割合(17年度)		77.7%	
手当の種類(手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱作業手当	放射線作業に従事した職員 (診療放射線技師等)	放射線診療業務	月額2,500円(常時) 日額250円(上記以外)
夜間看護手当	深夜(22:00～翌5:00)において行われる看護等の業務に従事した職員(看護師等)	深夜病棟勤務の業務	1回6,800円 深夜の一部の場合 4時間以上1回3,300円 2～4時間1回2,900円 2時間未満1回2,000円
自宅待機手当	救急診療等のため自宅待機を命じられた職員(医師等)	診療オンコール自宅待機業務	1回2,500円以内

## オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	39,087千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	411千円
支給実績(16年度決算)	35,183千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	359千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## カ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	-	7,349千円	229,657円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	-	12,100千円	123,474円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	-	11,863千円	115,173円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	-	5,564千円	927,346円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	-	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務に係る手当 ・医師 1回20,000円 (外来患者の救急診療、緊急手術等対応時20,000円加算) ・医師以外の医療職職員 1回8,000円	医療職職員の当直業務に対して支給	35,081千円	1,349,269円

初任給調整手当	専門的知識を必要とし、 かつ、採用による欠員の 補充が困難であると認め られる職に係る手当 ・月額 216,000 円以内 (採用の日から 35 年以内 の期間)	医師に対して 支給	35,456 千円	2,532,536 円
---------	---	--------------	-----------	-------------

### 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ア 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

##### (集中改革プラン)

部門/事業	平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
公営企業部門 病院事業	104 人	103 人	1 人	1.0%

#### (参考) 新亀岡市行財政改革大綱〔改定版〕・第 4 次定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

ア(集中改革プラン)と同様

#### イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照